

監 査 報 告 書

平 成 25 年 2 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵監委報第3号
平成25年2月18日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県監査委員

印

長岡壯壽 印

藤川泰延 印

塚本隆文 印

藤井訓博 印

監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定により、平成24年11月26日から25年2月7日までの間に実施した地方機関及び財政的援助団体等の監査の結果を別添のとおり提出します。

- 目 次 -

第1 監 査 の 実 施	-----	1
1 監 査 の 実 施 方 針	-----	3
2 監 査 の 対 象	-----	3
第2 監 査 の 結 果	-----	5
1 総 括	-----	7
2 指 摘 の 状 況	-----	7
3 主 な 指 摘 事 項	-----	9
4 留 意 ・ 改 善 ・ 要 望 事 項	-----	12
第3 指 摘 項 目 の 内 容	-----	13
1 地 方 機 関 等	-----	15
2 財 政 的 援 助 団 体 等	-----	22

第 1 監 査 の 実 施

1 監査の実施方針

(1) 定期監査

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、重点監査項目（委託契約事務、個人県民税に対する取組）に留意し、監査を実施した。

(2) 財政的援助団体等監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助等に係る出納及び出納に関連する事務の執行が適正に行われているかを主眼として、監査を実施した。

2 監査の対象

(1) 定期監査

監査の対象とした135地方機関等の名称及び監査の実施日は、次表のとおりである。

実施機関名	監査実施日
企画県民部 但馬県民局	平成25年2月5日、2月6日
淡路県民局	平成25年1月22日、1月23日
健康福祉部 豊岡こども家庭センター	平成25年2月6日
県立こどもの館	平成25年1月30日
産業労働部 県立但馬技術大学校	平成25年2月7日
農政環境部 和田山家畜保健衛生所	平成25年2月7日
洲本家畜保健衛生所	平成25年1月24日
県土整備部 県立淡路景観園芸学校	平成25年1月24日
教育委員会 但馬教育事務所 外4機関 東灘高等学校 外90校	平成24年12月3日、12月5日、12月13日、 12月19日、12月20日、平成25年1月10日、 1月11日、1月18日、1月23日、1月24日、 1月30日、1月31日、2月6日、2月7日
公安委員会 東灘警察署 外30署	平成24年12月3日、12月5日、12月12日、 12月13日、12月20日、平成25年1月10日、 1月11日、1月18日、1月24日、1月31日、 2月7日

(2) 財政的援助団体等監査

監査の対象とした団体の名称、財政的援助等の区分及び監査の実施日は、次表のとおりである。

実施団体名	財政的援助等の区分	監査実施日
公益財団法人 兵庫県青少年本部	出えん、補助金、公の施設の管理	平成24年11月26日
公益財団法人 兵庫県芸術文化協会	補助金、公の施設の管理	平成24年11月27日
公益財団法人 阪神・淡路大震災復興基金	出えん、交付金	平成24年11月27日
公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金	出えん	平成24年11月29日
社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	出えん、補助金、貸付金、公の施設の管理	平成24年11月29日
社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会	補助金、交付金、貸付金、公の施設の管理	平成24年11月26日
財団法人 兵庫県勤労福祉協会	出えん、補助金、貸付金、公の施設の管理	平成24年11月27日
公益財団法人 ひょうご産業活性化センター	出えん、補助金、交付金、貸付金、損失補償	平成24年11月26日
公益財団法人 兵庫県国際交流協会	出えん、補助金、交付金、貸付金	平成24年11月29日
社団法人 兵庫みどり公社	補助金、交付金、貸付金、損失補償、公の施設の管理	平成24年11月26日
公益財団法人 兵庫県まちづくり技術センター	出えん、交付金、公の施設の管理	平成24年11月26日
兵庫県土地開発公社	出資、貸付金、利子補給、債務保証	平成24年11月26日
兵庫県道路公社	出資、貸付金、債務保証	平成24年11月27日
兵庫県住宅供給公社	出資、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、公の施設の管理	平成24年11月26日
株式会社 夢舞台	負担金、貸付金、公の施設の管理	平成25年1月23日
公益財団法人 兵庫県体育協会	出えん、補助金、公の施設の管理	平成24年11月26日

第 2 監 査 の 結 果

1 総括

今回の監査の結果、地方機関及び財政的援助団体等に対する指摘は、34機関等、52項目で、また、内容面では財産管理事務が18項目、収入事務が17項目で、両事務で全指摘項目の約7割を占めている。

財産管理事務については、公用車の損傷が多数発生しているほか、備品の盗難等も発生していることから、自損事故の根絶や交通事故の防止に向けた実効ある取組を進めるとともに、適切な財産の管理にも留意されたい。

また、収入事務については、大学・高校奨学資金貸付金返還金及び港湾施設使用料等の収入未済や200万円以上の県税高額滞納のほか、財政的援助団体等において収入未済が生じている団体もあることから、新規滞納の発生防止に向けた取組や、個別の状況に応じた債権管理の実施などにより、収入未済の縮減になお一層努められたい。

なお、指摘事項のほかに、今回の監査を通じ、事務執行に関してより効果的かつ効率的に推進していくための取組方策等について「留意・改善・要望事項」として取りまとめたので、今後の事務執行等に際して特段の配意を願いたい。

2 指摘の状況

(1) 定期監査

地方機関等ごとの指摘項目数は、次表のとおりである。

機 関 名	収入	支出	財産	工事 事務	契約 事務	計	指摘項目の内容
但馬県民局	3		1	3	3	10	15頁
淡路県民局	2	1	1	1	2	7	16頁
但馬教育事務所	1					1	17頁
淡路教育事務所	1	1				2	18頁
神戸商業高等学校			1			1	18頁
尼崎西高等学校	1					1	18頁
西宮香風高等学校	1					1	18頁
伊丹西高等学校		1				1	18頁
伊丹北高等学校	1					1	18頁
芦屋高等学校			1			1	19頁
北摂三田高等学校		1				1	19頁
三田西陵高等学校		1				1	19頁
香住高等学校			1			1	19頁
但馬農業高等学校			1			1	19頁

機 関 名	収入	支出	財産	工事 事務	契約 事務	計	指摘項目の内容
青雲高等学校	1					1	19頁
東灘警察署			1			1	20頁
長田警察署			1			1	20頁
須磨警察署			1			1	20頁
垂水警察署			1			1	20頁
神戸西警察署			1			1	20頁
有馬警察署			1			1	20頁
尼崎東警察署			1			1	21頁
伊丹警察署			1			1	21頁
宝塚警察署			1			1	21頁
飾磨警察署			1			1	21頁
朝来警察署			1			1	21頁
豊岡北警察署			1			1	21頁
合 計 (27機関)	11	5	18	4	5	43	-

なお、次の地方機関等については指摘はなかった。

健康福祉部	豊岡子ども家庭センター、県立こどもの館
産業労働部	県立但馬技術大学校
農政環境部	和田山家畜保健衛生所、洲本家畜保健衛生所
県土整備部	県立淡路景観園芸学校
教育委員会	県立南但馬自然学校、県立但馬やまびこの郷、県立コウノトリの郷公園、東灘高等学校、御影高等学校、神戸高等学校、兵庫工業高等学校、神戸工業高等学校、神戸北高等学校、神戸甲北高等学校、神戸鈴蘭台高等学校、夢野台高等学校、兵庫高等学校、湊川高等学校、長田高等学校、長田商業高等学校、須磨東高等学校、須磨友が丘高等学校、北須磨高等学校、舞子高等学校、星陵高等学校、伊川谷北高等学校、伊川谷高等学校、神戸高塚高等学校、尼崎小田高等学校、尼崎工業高等学校、神崎工業高等学校、尼崎稲園高等学校、尼崎高等学校、尼崎北高等学校、武庫荘総合高等学校、鳴尾高等学校、西宮南高等学校、西宮高等学校、西宮今津高等学校、西宮北高等学校、西宮甲山高等学校、伊丹高等学校、阪神昆陽高等学校、国際高等学校、宝塚東高等学校、宝塚北高等学校、宝塚高等学校、宝塚西高等学校、川西緑台高等学校、川西明峰高等学校、川西北陵高等学校、川西高等学校、猪名川高等学校、有馬高等学校、三田祥雲館高等学校、姫路東高等学校、姫路北高等学校、家島高等学校、豊岡高等学校、豊岡総合高等学校、日高高等学校、出

	石高等学校、村岡高等学校、浜坂高等学校、生野高等学校、和田山高等学校、八鹿高等学校、洲本高等学校、洲本実業高等学校、津名高等学校、淡路高等学校、淡路三原高等学校、芦屋国際中等教育学校、視覚特別支援学校、神戸聴覚特別支援学校、こばと聴覚特別支援学校、豊岡聴覚特別支援学校、神戸特別支援学校、阪神特別支援学校、芦屋特別支援学校、こやの里特別支援学校、阪神昆陽特別支援学校、上野ヶ原特別支援学校、高等特別支援学校、出石特別支援学校、和田山特別支援学校、あわじ特別支援学校
公安委員会	灘警察署、葺合警察署、生田警察署、兵庫警察署、神戸水上警察署、神戸北警察署、芦屋警察署、西宮警察署、甲子園警察署、尼崎南警察署、尼崎北警察署、川西警察署、三田警察署、養父警察署、豊岡南警察署、美方警察署、洲本警察署、淡路警察署、南あわじ警察署

(2) 財政的援助団体等監査

財政的援助団体等の指摘項目数は、次表のとおりである。

団 体 名	収入	支出	経理 処理	計	指摘項目の内容
公益財団法人 兵庫県青少年本部	1			1	22頁
公益財団法人 阪神・淡路大震災復興基金		1		1	22頁
社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	1			1	22頁
社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会	1			1	22頁
公益財団法人 ひょうご産業活性化センター	1			1	22頁
兵庫県土地開発公社		1		1	22頁
兵庫県住宅供給公社	2		1	3	22頁
合 計 (7団体)	6	2	1	9	-

なお、次の財政的援助団体等については指摘はなかった。

公益財団法人兵庫県芸術文化協会、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金、財団法人兵庫県勤労福祉協会、公益財団法人兵庫県国際交流協会、社団法人兵庫みどり公社、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県道路公社、株式会社夢舞台、公益財団法人兵庫県体育協会
--

3 主な指摘事項

指摘のあった34機関等、52項目のうち、主な指摘事項とその内容は次のとおりである。

(1) 収入の促進について

ア 200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると5,191,328円減少（減少率15.8%）しているものの、27,717,572円となっている。

（但馬県民局22,526,472円、淡路県民局5,191,100円）

イ 港湾施設使用料等の収入未済額は、前年度同期と比較すると2,729,497円減少（減少率15.3%）しているものの、15,143,051円となっている。

（淡路県民局）

ウ 大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済額は、前年度同期と比較すると3,344,680円増加（増加率4.9%）しており、71,989,860円となっている。

（但馬教育事務所53,397,180円、淡路教育事務所18,592,680円）

エ 生活福祉資金貸付金償還金等の収入未済額は、前年度と比較すると396,234,744円増加（増加率8.1%）しており、5,281,355,432円となっている。（うち、3,918,302,338円は、阪神・淡路大震災に関連した生活福祉資金（災害資金）貸付金償還金である。）（社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会）

オ 割賦設備償還金等の収入未済額は、前年度と比較すると109,630,448円増加（増加率14.1%）しており、884,626,268円となっている。（公益財団法人ひょうご産業活性化センター）

カ 公社住宅に係る家賃等の収入未済額は、前年度と比較すると36,692,838円減少（減少率7.4%）しているものの、460,658,489円となっている。（兵庫県住宅供給公社）

キ 公社が県営住宅の維持管理業務契約に基づき、県から収納事務の委託を受けた県営住宅使用料等の収入未済額は、前年度と比較すると42,707,747円減少（減少率6.8%）しているものの、585,855,624円となっている。（兵庫県住宅供給公社）

(2) 工事関係事務について

予防治山事業工事で、崩壊した斜面を植生により保護するために植生マットを施工していたが、植物の種子や肥料を組み込んだ植生マットは、地面に密着していなければ十分な植生が期待できないのに、植生マットを斜面に密着させるための金網を固定するアンカーピンの取付けが確実に行われていなかったこと等のため、アンカーピンの一部が浮いて植生マットが斜面に密着していない状態となっていた。

また、奥地保安林保全緊急対策事業工事では、転落事故を防止するために設置している立入防護柵の支柱が地面に十分固定されず、歪みが生じて扉が閉ま

らない等の箇所が2か所あった。(但馬県民局)

(3) 契約事務について

契約金額が200万円を超える契約の締結に当たっては、その履行をより一層確実に担保するという趣旨から、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるところ、保証金が不足しているのに契約を締結しているものが、以下のとおりあった。

ア 複数年度にわたる契約を締結する場合、契約保証金の算定基礎となる契約金額は、契約期間に対応する総額とすべきところ、単年度に対応する金額を算定基礎としたため、契約保証金が不足していた。

(但馬県民局、淡路県民局)

イ 設計変更等に伴い契約金額を当初契約金額の同額以上に増額して変更契約する場合には、契約保証金が変更後の契約金額の100分の10以上となるように契約保証金の追加徴収等を行う必要があるのにこれを行わなかったため、契約保証金が不足していた。(但馬県民局)

(4) 給与事務について

扶養手当の支給対象となる扶養親族を認定するには、その者の所得等の合計額が年130万円程度(以下「限度額」という。)以下であることも要件の一つであるところ、当初認定時にはこの要件を満たしていたものの、その後要件を満たさなくなった扶養親族についてまで扶養手当を支給し続けていたものが、以下のとおりあった。

ア 自営業による事業所得がある配偶者を扶養親族として認定している場合、その者の所得等は、年間の総収入額から、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費を控除した額とされており、所得税法上の所得の取扱いとは異なっている。

事業所得がある者については、毎年度その所得等を確認しているが、その際に、所得税法上の所得をもって確認し、手当の支給を継続したため、扶養手当等が188,115円過大支給となっていた。(三田西陵高等学校)

イ 育児休業中の配偶者を扶養親族として認定している場合、育児休業中であっても扶養認定に影響を与える新たな事実が発生したときはあらためて扶養認定の可否を判断することとされている。

育児休業期間中に次の子を出産した配偶者に係る扶養認定の判断に当たり、当該配偶者が雇用保険法に基づき支給される育児休業給付金等により限度額を上回る収入を得ているのに、所得等を十分に確認しないまま手当の支給を

継続したため、扶養手当等が138,922円過大支給となっていた。(淡路教育事務所)

4 留意・改善・要望事項

財務に関する事務の執行等に関連した留意・改善・要望事項は次のとおりである。

(1) 契約事務について

主な指摘事項に記載しているもののほか、部分払に係る請求可能回数を所要の回数に変更しないまま部分払を行っていたものや、契約の相手方を決定したときはすみやかに契約書を作成しなければならないのに、その作成が契約目的の完了後まで遅れているものもあった。

これらの誤りは、担当職員等の基本的な法令の理解が不十分であることも原因であると考えられるので、再発防止に向け、研修等を通じて職員等に契約の目的や効力などについて再認識させるなど、適正な契約事務の執行に向けた取組になお一層努められたい。

(2) 工事関係事務について

今回の報告において、施工地域区分の適用を誤ったことに伴い設計額の加算を漏らしたものや、落下物等防止柵の単価を誤って適用したもの等、設計図書の作成を誤っているものが散見された。

従来から設計図書審査チェックシートの活用や複数職員による審査等の対応がなされているところではあるが、昨年度に引き続き設計を誤った事務所もあることから、これまで行ってきた対策の有効性についても検証を行うとともに再発防止に向けたさらなる工夫と改善を図ること等により、実効性あるチェック体制の整備に努められたい。

(3) 財政的援助団体等における収入の促進について

主な指摘事項に記載しているとおり、財政的援助団体等における収入未済額は、前年度より増加しており、約72億円と多額となっている。

県行政の実施機関としての役割も担う財政的援助団体等においては、事業の円滑な推進のためにもなお一層収入の促進に努めるとともに、所管部局においても、債権管理に係る全庁標準的な基準等も効果的に活用しながら、適切な指導を行われたい。

第 3 指 摘 項 目 の 内 容

1 地方機関等

企画県民部関係

但馬県民局

総務企画室

物品の損傷等について

平成23年9月13日から24年9月6日までの間に自損事故等により、公用車8台を損傷（県有車両損傷額254,908円、リース車修繕費729,364円）するとともに、相手方の修繕費等（132,079円）を負担していた。

豊岡県税事務所

収税事務について

平成24年度（9月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、1人、22,526,472円で、全額が滞納繰越分である。

豊岡健康福祉事務所

1 収入の促進について

平成24年度（9月末現在）における但馬長寿の郷施設使用料等の収入未済は、88件、1,959,551円で、うち滞納繰越分は、65件、760,000円である。

2 経理事務について

但馬長寿の郷利便施設利用許可に伴う平成24年度但馬長寿の郷施設使用料（5件、1,085,038円）の調定が、3か月以上遅れ、平成24年7月31日となっていた。

3 契約事務について

契約金額が200万円を超える契約については、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、庁舎清掃・客室リネン交換業務委託に係る契約で、契約保証金の不足している契約が、1件（不足額1,155,000円）あった。

豊岡農林水産振興事務所

工事関係事務について

- (1) 平成24年度に完成した奥地保安林保全緊急対策事業工事において、谷止工の立入防護柵を施工する際に、モルタル等の充填が適切に行われていなかったた

め支柱が地面に十分定着されず、歪みが生じて立入防護柵の扉が閉じられない等の箇所が2か所あった。

- (2) 平成24年度に完成した予防治山事業工事において、崩壊した斜面を植生により保護する植生マット工を施工した際に、植生マットを斜面に密着させるための金網を固定するアンカーピンの取付けが十分に行われていなかったこと等のため、アンカーピンの一部が浮いて植生マットが十分密着していない状態になっていた。

豊岡土木事務所

1 契約事務について

- (1) 当初契約金額と同額以上となる増額変更契約を行う場合は、変更後の契約金額の100分の10以上となるよう契約保証金の追加徴収等を行うべきであるのに、道路除雪等作業委託に係る契約で、契約保証金の不足している契約が、1件（不足額2,338,980円）あった。
- (2) 社会資本整備総合交付金事業に係る工事請負契約で、工期延長により全体の工期が60日以上となったことに伴い、請負業者が部分払を選択したことから、部分払に係る請求可能回数を「0回」から所要の回数に契約変更すべきであったのに、これをしないまま部分払を行っていたものが、1件あった。

2 工事関係事務について

施工地域区分の入力を誤ったこと等のため、通常砂防事業等の設計が、2件、1,753,500円過少設計となっていた。

淡路県民局

総務企画室

1 物品の損傷等について

平成24年10月17日に追突事故により、公用車1台を損傷（損傷額185,000円）していた。

なお、相手方の修繕費等については交渉中である。

2 契約事務について

契約金額が200万円を超える契約については、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、洲本総合庁舎緑地管理業務委託に係る契約で、契約保証金の不足している契約が、1件（不足額201,600円）あった。

洲本県税事務所

収税事務について

平成24年度（10月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、滞納額は増加しており、1人、5,191,100円で、うち滞納繰越分は、1,706,900円である。

洲本農林水産振興事務所

1 経理事務について

（節）備品購入費で支出すべき事務椅子の購入代金、1件、70,980円が、（節）需用費で支出されていた。

2 契約事務について

平成23年度経営体育成基盤整備事業に係る物件移転補償契約で、移転工事着工前に契約を締結すべきであるにもかかわらず、移転工事完了後に契約を締結している契約が、1件（契約額2,973,054円）あった。

洲本土木事務所

1 収入の促進について

平成24年度（10月末現在）における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は減少しているものの、その件数は66件、総額は15,143,051円で、うち滞納繰越分は、46件、11,309,071円である。

2 工事関係事務について

落下物等防止柵に係る単価を誤って入力したこと等のため、地域道路緊急整備事業等の設計が、2件、1,619,100円過少設計となっていた。

教育委員会関係

但馬教育事務所

収入の促進について

平成24年度（9月末現在）における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は785件、総額は53,397,180円で、うち滞納繰越分は、772件、51,472,470円である。

淡路教育事務所

1 収入の促進について

平成24年度（10月末現在）における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は259件、総額は18,592,680円で、うち滞納繰越分は、250件、17,901,260円である。

2 経理事務について

所得等の合計額が年130万円を超える者を扶養親族としていたため、平成23年度分扶養手当等が、3件、138,922円過大支給となっていた。

神戸商業高等学校

盗難について

平成23年11月25日から11月26日までの間に、普通教室に置いていたビデオカメラ1台（31,290円）が盗難にあっていた。

尼崎西高等学校

収入の促進について

平成24年度（8月末現在）における全日制高校授業料の収入未済は、60件、633,600円で、全額が滞納繰越分である。

西宮香風高等学校

収入の促進について

平成24年度（8月末現在）における定時制高校授業料の収入未済は、364件、1,073,500円で、全額が滞納繰越分である。

伊丹西高等学校

経理事務について

会費負担金の執行に際し、支出負担行為の決定を行わずに、負担金を支出していたものが、1件（32,000円）あった。

伊丹北高等学校

経理事務について

県立学校では、食堂及び購買事業者が設置する自動販売機の使用許可に係る電

気料については基本料金部分を光熱水費等の単価の算定に含めないこととしているが、その他の者が設置する自動販売機についても同様の取扱いとしたため、平成19年度分から23年度分までの雑入（行政財産の使用許可に伴う光熱水費等）が、5件、105,577円過少調定となっていた。

芦屋高等学校

物品の亡失等について

平成22年（詳細日時不明）において、選択教室で保管していたブルーレイディスクプレーヤー1台（29,925円）を亡失しており、また、亡失したことが22年度中に判明していたのに、亡失報告等の事務処理が遅れ、24年度となっていた。

北摂三田高等学校

経理事務について

手当算定期間内に特別休暇期間のある育児休業職員への支給を漏らしたため、平成23年度分期末手当等が、2件、376,625円支給漏れとなっていた。

三田西陵高等学校

経理事務について

減額の改定時期を誤ったため、平成23年度分扶養手当等が、3件、188,115円過大支給となっていた。

香住高等学校

管理事務について

使用許可のない通信線を共架されている電力柱が、1本あった。

但馬農業高等学校

物品の損傷等について

平成24年7月5日に接触事故により、相手方の修繕費等（256,956円）を負担していた。

青雲高等学校

収入の促進について

平成24年度（8月末現在）における違約金の収入未済は、1件、3,036,600円で、全額が滞納繰越分である。

公安委員会関係

東灘警察署

物品の損傷について

平成24年2月17日に自損事故により、公用車1台を損傷（損傷額256,368円）していた。

長田警察署

物品の損傷等について

平成24年3月25日に接触事故により、公用車1台を損傷（損傷額159,442円）するとともに、相手方の修繕費等（284,112円）を負担していた。

須磨警察署

物品の損傷等について

平成23年12月2日及び24年5月11日に衝突事故等により、公用車2台を損傷（損傷額2,442,300円）していた。

なお、このうち1台に係る事故の相手方の修繕費等については、交渉中である。

うち1台については、損傷に伴い当該車両を処分したため、損傷額は車両取得価額を記載した。

垂水警察署

物品の損傷等について

平成24年2月16日に衝突事故により、公用車1台を損傷（損傷額31,584円）するとともに、相手方の修繕費等（69,720円）を負担していた。

神戸西警察署

物品の損傷等について

平成24年2月20日に追突事故により、公用車1台を損傷（損傷額152,491円）するとともに、相手方の修繕費等（487,284円）を負担していた。

有馬警察署

物品の損傷等について

平成23年11月24日に衝突事故により、公用車1台を損傷（損傷額145,740円）するとともに、相手方の修繕費等（84,840円）を負担していた。

損傷に伴い当該車両を処分したため、損傷額は車両取得価額を記載した。

尼崎東警察署

物品の損傷等について

平成24年1月7日及び2月26日に衝突事故により、公用車2台を損傷（損傷額91,370円）するとともに、相手方の修繕費等（826,529円）を負担していた。

伊丹警察署

物品の損傷等について

平成23年9月22日に追突事故により、公用車1台を損傷（損傷額18,081円）するとともに、相手方の修繕費等（173,156円）を負担していた。

宝塚警察署

物品の損傷等について

平成23年8月29日に接触事故により、公用車1台を損傷（損傷額70,980円）するとともに、相手方の修繕費等（176,925円）を負担していた。

飾磨警察署

物品の損傷等について

平成23年11月22日に接触事故により、公用車1台を損傷（損傷額84,055円）するとともに、相手方の修繕費等（254,819円）を負担していた。

朝来警察署

物品の損傷等について

平成24年5月7日に衝突事故により、公用車1台を損傷（損傷額2,625円）するとともに、相手方の修繕費等（230,025円）を負担していた。

豊岡北警察署

管理事務について

使用許可のない通信線を共架されている電力柱が、1本あった。

2 財政的援助団体等

公益財団法人 兵庫県青少年本部

経理事務について

指定管理対象経費である役務費に係る未払金計上額を誤ったため、平成23年度兵庫県立神出学園指定管理料が、1件、98,847円過大収入となっていた。

公益財団法人 阪神・淡路大震災復興基金

経理事務について

退職月の全日が欠勤であった非常勤嘱託員の報酬の戻入がされていなかったことにより、平成23年度分報酬が、1件、137,000円過大支給となっていた。

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団

未収金について

平成23年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、237件、3,765,897円である。

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

収入の促進について

平成23年度末現在における生活福祉資金貸付金償還金等の収入未済額は、5,281,355,432円である。

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター

収入の促進について

平成23年度末現在における割賦設備償還金等の収入未済は、204件、884,626,268円である。

兵庫県土地開発公社

経理事務について

通勤経路の認定を誤ったため、平成23年度分通勤手当が、1件、66,744円過少支給となっていた。

兵庫県住宅供給公社

1 収入の促進について

(1) 平成23年度末現在における公社住宅に係る家賃及び割賦金（分譲住宅入居者

償還金、共益費)の収入未済額は、314,472,985円で、うち6か月分以上の滞納は、211人、177,566,866円である。

(2) 平成23年度末現在における賃貸住宅の団地等に設置した駐車場に係る使用料等の収入未済額は、31,154,378円で、うち6か月分以上の滞納は、166人、24,960,171円である。

(3) 平成23年度末現在における賃貸住宅等の入居者が負担すべき経費の収入未済額は、115,031,126円で、うち過年度分の滞納は、452人、74,692,600円である。

2 県から委託を受けた県営住宅使用料等の収納の促進について

平成23年度(24年5月末現在)における県営住宅使用料等の収入未済額は、585,855,624円で、うち6か月分以上の滞納は、1,248人、442,691,307円である。

3 経理事務について

二重に計上したため、退職給付引当金が、1件、109,820円過大計上となっていた。